

○金融庁告示第十五号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官が定める潜在的損失等見積額を算出する方法を次のように定め、平成二十年九月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

金融庁長官 森 信親

（潜在的損失等見積額の算出方法）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。）第二百二十三条第一項第二十一号の六イに規定する金融庁長官が定める方法は、定量的計算モデルを用いる方法及び標準表を用いる方法とする。

2 金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する潜在的損失等見積額をいう。以下同じ。）を算出しようとする場合には、あらかじめ金融庁長官に届け出るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、金融商品取引業者等（同項の届出をしたものに限る。第七条第一項を除き、以下同じ。）は、定量的計算モデルを用いる方法により、潜在的損失等見積額を算出することができない非清算店頭デリバティブ取引（府令第二百二十三条第一項第二十一号の六に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいい、同条第七項の規定により、同項第二号に掲げる措置を講じる場合において同号イからホまでに掲げる一又は複数の取引を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引に含める場合にあつては、当該一又は複数の取引を含む。以下同じ。）がある場合には、当該非清算店頭デリバティブ取引について、標準表を用いる方法により潜在的損失等見積額を算出するものとする。

第二条 金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法のみにより非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額を算出する場合には、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。次項及び第九条第一項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。次項及び第九条第一項において同じ。）ごとに算出することができる。

2 金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法及び標準表を用いる方法により非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額を算出する場合には、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算の約定をした基本契約書に基づいて行う、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する非清算店頭デリバティブ取引について、当該基本契約書ごとに算出することができる。

(定量的計算モデルの基準)

第三条 金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、非清算店頭デリバティブ取引の保有期間（潜在的損失等見積額を算出する際に、非清算店頭デリバティブ取引に係る資産を保有すると仮定する期間をいう。第六条第三号において同じ。）を十日以上とするものとする。ただし、残存期間が十日未満である非清算店頭デリバティブ取引にあつては、当該残存期間を保有期間とみなすことができる。

2 金融商品取引業者等が定量的計算モデルを用いる方法により算出する潜在的損失等見積額は、当該金融商品取引業者等の全ての非清算店頭デリバティブ取引について、次に掲げるものを時価の主要な変動の要

因とする取引の区分ごとに算出した額の合計額とする。

一 原債務者の信用状態の変化

二 商品の価格の変動

三 株式の価格の変動

四 外国為替相場又は金利の変動

五 前各号に掲げるもの以外のものの変動

3 金融商品取引業者等は、前条各項の規定により定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する場合には、前項各号に掲げるものを時価の主要な変動の要因とする取引の区分ごとにリスクの相殺、分散及びヘッジ効果を勘案することができ。ただし、当該取引の区分の範囲を超えて、リスクの相殺、分散及びヘッジ効果を勘案することはできないものとする。

(データの抽出要件)

第四条 金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する場合には、前条第二項各号に掲げるものを時価の主要な変動の要因とする非清算店頭デリバティブ取引の区分

ごとに、次に掲げる全ての要件を満たすヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。）を使用するものとする。

一 一年以上五年を超えない期間を対象とすること。

二 ストレス期間を含むこと。

三 直近の市場データを含むこと。

四 各数値に掛目を乗じて得た数値でないこと。

五 少なくとも毎年一回更新されること。

（捕捉すべきリスク）

第五条 金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する場合
には、当該定量的計算モデルは、非線形リスク、ベース・リスク（関連のある二つの金融指標の動きに乖離が生じることにより、損益が変動するリスクをいう。）及び対象取引に係るエクスポージャーの額に重要な影響を及ぼすリスクを捕捉することとする。

2 金融商品取引業者等は、第三条第二項第四号に掲げるものを時価の主要な変動の要因とする非清算店頭

デリバティブ取引のうち、金利の変動を時価の主要な変動の要因とする非清算店頭デリバティブ取引には、六以上のリスク区分（潜在的損失等見積額に影響を及ぼす金利の期間の区分をいう。）を使用することとする。

（定量的計算モデルの管理に関する体制）

第六条 金融商品取引業者等は、定量的計算モデルを用いる方法により潜在的損失等見積額を算出する場合には、定量的計算モデルの管理に関する体制が次に掲げる基準に適合しているものとする。

一 定量的計算モデルの管理に関する体制の設計及び運営に責任を負う部署（以下この条及び次条第一項において「モデル管理部署」という。）が、非清算店頭デリバティブ取引を行う部署から独立して設置されていること。

二 モデル管理部署が、定量的計算モデルの運営に関する方針、管理及び手続（定量的計算モデルの評価の基準及び当該評価の結果があらかじめ定めた事項に抵触した場合の対応策を含む。以下この号において同じ。）を記載した書類を作成し、これらの方針、管理及び手続が遵守されるための手段を講じていること。

三 モデル管理部署が、適切なバック・テストイング（定量的計算モデルを用いる方法により算出する非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額と保有期間（第三条第一項ただし書の規定により保有期間とみなすことができることとされたものを含む。）に相当する期間に発生した非清算店頭デリバティブ取引の時価変動額（実際に発生した時価変動額又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される時価変動額をいう。）との比較の結果に基づき、当該定量的計算モデルの正確性の検定を行うことをいう。）の実施手続及び結果を記載するための書類を作成していること。

四 モデル管理部署が、定量的計算モデルの正確性について、当該定量的計算モデルの開発時点及びその後定期的に、かつ、当該定量的計算モデルへの重要な変更及び市場の構造的な変化等によって当該定量的計算モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証を行うための手続及び当該検証の結果に基づいて当該定量的計算モデルを適切に見直すための手続を定めていること。

五 モデル管理部署が、使用することが想定されるポートフォリオによる定量的計算モデルに係る検証に
より、主な相手方との取引において定量的計算モデルを適切に運用できることを確認していること。

六 定量的計算モデルを用いる方法による潜在的損失等見積額の算出過程について、原則として一年に一

回以上の頻度で内部監査が実施されること。

(使用開始に係る届出)

第七条 金融商品取引業者等は、第一条第二項の規定に基づく届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を、金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 モデル管理部署の責任者の氏名、役職名及び履歴

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付することとする。

一 定量的計算モデルの算出方法を記載した書類

二 定量的計算モデルの構築、使用その他の運用が、前四条の規定に適合していることを示す書類

三 定量的計算モデルの使用を開始する日を記載した書類

四 定量的計算モデルの適用取引及び適用を除外する取引並びに定量的計算モデルの適用に関する方針を

記載した書類

五 前条第二号の書類

六 前条第三号の書類

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

(変更に係る届出)

第八条 金融商品取引業者等は、次の各号のいずれかに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

一 届出書(前条第一項の届出書をいう。次号において同じ。)の記載事項に変更があるとき。

二 届出書の添付書類の記載事項に重要な変更があるとき。

三 第三条から第六条までの規定に反することとなったとき。

(標準表を用いる方法)

第九条 第一条第一項及び第三項の標準表を用いる方法により算出する潜在的損失等見積額は、非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算の約定をした基本契約書ごと(当該基本契約書に基づかないで行っている非清算店頭デリバティブ取引については、当該非清算店頭デリバティブ取引ごと)に、次の算式を用いて算出するものとする。

$IM = 0.4 \times \text{グロスの} IM + 0.6 \times \text{NGR} \times \text{グロスの} IM$

IM：潜在的損失等見積額

NGR＝ネット再構築コスト／グロス再構築コスト（グロス再構築コストが零である場合は、NGRは一とする。）

ネット再構築コスト：非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額（当該合計額が零を下回る場合には零とする。）

グロス再構築コスト：非清算店頭デリバティブ取引の時価（当該時価が零を下回る場合には、零とする。）の合計額

2 前項の算式の「グロスのIM」は、次の各号に掲げる非清算店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該取引の想定元本額に、当該各号に定める比率を乗じて得た額を合計した額とする。

一 時価の主要な変動の要因が原債務者の信用状態の変化である取引であって残存期間が二年以下のもの
二 パーセント

二 時価の主要な変動の要因が原債務者の信用状態の変化である取引であって残存期間が二年を超え五年

以下のもの 五パーセント

三 時価の主要な変動の要因が原債務者の信用状態の変化である取引であって残存期間が五年を超えるもの
十パーセント

四 時価の主要な変動の要因が商品の価格の変動である取引 十五パーセント

五 時価の主要な変動の要因が株式の価格の変動である取引 十五パーセント

六 時価の主要な変動の要因が外国為替相場の変動である取引 六パーセント

七 時価の主要な変動の要因が金利の変動である取引であって残存期間が二年以下のもの 一パーセント

八 時価の主要な変動の要因が金利の変動である取引であって残存期間が二年を超える五年以下のもの 二

パーセント

九 時価の主要な変動の要因が金利の変動である取引であって残存期間が五年を超えるもの 四パーセント
ト

十 前各号に掲げる非清算店頭デリバティブ取引以外の非清算店頭デリバティブ取引 十五パーセント